

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当社が有する個人情報につき、当社プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

当社の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（従業員、取締役、監査役、執行役員、派遣社員等を含む）

(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

当社が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査、及び見直しを含む社内のしくみのすべて

(5) 個人情報保護管理者

代表取締役より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(6) 監査責任者

代表取締役より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

(7) 利用

当社内において個人情報を処理すること

(8) 提供

当社以外の者に、当社の保有する個人情報を利用可能にすること

(適用範囲)

第3条 本規程は、従業者に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第5条 特定の機微な個人情報を取得してはならない。

(取得の手続)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を
書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名，所属及び連絡先
- (2) 個人情報の取得及び利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は，その目的，当該情報の受領者または受領者の組織の種類，属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には，その旨
- (5) 個人情報を与えることは，本人の任意であること，及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (6) 個人情報の開示を求める権利，及び開示の結果，当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在，並びに当該権利を行使するための具体的な手続き

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は，前条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し，本人の同意を得るものとする。ただし，次の各号に該当する場合は，この限りでない。

- (1) 前条第3号に従って，本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第9条 個人情報の移送・送信は，具体的な権限を与えられた者のみが，外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により，業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第12条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 個人情報保護管理者は、委託先となる第三者の選定にあたり、当該第三者における個人情報の安全管理その他の個人情報の保護の実情を踏まえ、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に選定しなければならない。

3 第1項に基づき当社が保有する個人情報を第三者に対して提供するにあたっては、当社は、当該第三者に対して、提供される個人情報の安全管理その他の個人情報の保護に関して当該第三者が遵守すべき事項または講ずべき措置を具体的に明らかにしなければならない。

4 個人情報保護管理者は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理が図られるよ

う、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 前条第1項に基づいて当社より個人情報の取扱いの委託を受けた第三者は、当社より委託を受けた業務の全部または一部を他人に委託することはできない。ただし、事前に当社より書面による同意を得た場合はこの限りではない。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第15条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第16条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第17条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩など）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

第7章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

第18条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、合理的な期間内にこれに応じるものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

(1)法令に違反することとなる場合

(2)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(3)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第19条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続)

第20条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第21条 代表取締役は、取締役の中から個人情報保護管理者1名を任命し、社内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、社長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(社内教育)

第22条 個人情報保護管理者は、従業員に対し、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

(作業責任者)

第23条 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

(監査)

第24条 代表取締役は、監査責任者を任命し、社内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、代表取締役及び個人情報保護管理者に対して報告をする。
- 3 個人情報保護管理者は、社内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を代表取締役及び監査責任者に報告する。
- 4 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、代表取締役及び個人情報保護管理者に対して報告する。

(報告義務及び罰則)

第25条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、代表取締役へ報告しかつ関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

第26条 代表取締役は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する。

第10章 雑則

(見直し)

第27条 代表取締役は、監査報告書及びその他の経営環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを個人情報保護管理者に指示する。

(運用細則)

第28条 個人情報保護管理者は、本規程の運用のために必要な細則を定めるものとする。

以上